

MHM Asian Legal Insights

第 37 号 (2015 年 3 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インド① : 新インサイダー取引禁止規則の公告
2. インド② : 保険業に対する外国直接投資規制の緩和
3. ベトナム : 企業法の改正
4. ミャンマー : ミャンマー新投資法(案)が公表され、パブリックコメントに付される

今月のコラム - マレーシア駐在環境 -

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 37 号 (2015 年 3 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インド①: 新インサイダー取引禁止規則の公告

インド証券取引委員会 (Securities and Exchange Board of India) は、2015 年 1 月 15 日、2015 年 (インサイダー取引禁止に関する) インド証券取引委員会規則 (Securities and Exchange Board of India (Prohibition of Insider Trading) Regulations, 2015) (「新規則」) を公告しました。これは、1992 年 (インサイダー取引禁止に関する) インド証券取引委員会規則 (Securities and Exchange Board of India (Prohibition of Insider Trading) Regulations, 1992) (「旧規則」) の改正であり、2015 年 5 月 15 日より施行されます。新規則の主要なポイントは、以下のとおりです。

「内部者」の定義

「内部者 (insider)」の定義は、旧規則から大幅な変更は加えられていないものの、会社関係者 (connected person) の直近の親族等 10 のタイプの者について、反証がなされない限り会社関係者とみなす旨の規定が設けられました。なお、インドのインサイダー取引規制においては、未公表の価格感応情報を保持する者又はこれにアクセスを有する者は、いかにして当該情報を保持あるいは当該情報へのアクセスを有するに至ったかにかかわらず、「内部者」に該当することとされている点には留意が必要です。

MHM Asian Legal Insights

「一般的に入手可能な情報」概念の導入

新規則では、「一般的に入手可能な情報（generally available information）」という新たな概念が導入され、当該情報は未公表の価格感応情報に該当しないことが明らかにされました。「一般的に入手可能な情報」とは、一般人が平等にアクセス可能な情報、と定義されています。

禁止される行為

旧規則は、未公表の価格感応情報を保持している内部者が、①証券取引所に上場されている会社の有価証券を取引すること、②一定の場合を除き、未公表の価格感応情報を伝達、助言すること等を禁止していましたが、禁止される行為の概念が曖昧でした。この点、新規則は、旧規則で禁止されていた上記行為について、例外的に許容される要件を明確にする等、旧規則よりも詳細な規定となっています。

具体的には、新規則の下では、取引禁止規定の例外として、同一の未公表の価格感応情報を保持しているプロモーター（インド法上の概念で、会社に対する一定の支配権を有する者が該当する）間の市場外取引であって、未公表の価格感応情報の伝達等に関する違反がなく、両者が意識的にかつ十分な情報を与えられた上で取引を行う場合（いわゆるクロクロ取引の場合）や、内部者が非個人であるケースにおいて、未公表の価格感応情報を有している主体と取引決定を行っている主体とが異なり、規則の違反がないよう、そして両主体間で未公表の価格感応情報のやり取りがないように適切かつ妥当なアレンジがされている場合（法人内部で適切な情報隔離措置が講じられている場合）等の例外が明確に規定されました。

また、情報伝達禁止規定の例外として、

①未公表の価格感応情報が強制的公開買付けを伴う取引に関連して開示される場合で、当該取引が会社にとって最善の利益であると取締役会が判断する場合

②①以外の取引であっても、当該取引が会社にとって最善の利益であると取締役会が判断し、かつ未公表の価格感応情報が当該取引が実行される少なくとも2取引日前までに一般に周知されている場合

には、当該未公表の価格感応情報の伝達又は取得が許されます。これにより、上記要件を満たせば、例えば、デュー・ディリジェンスにおいて買付者に未公表の価格感応情報を開示することは、情報伝達禁止規定に抵触しないことが明確になりました。

このように、新規則は、旧規則を前提としつつも禁止行為の例外を規定する等、一定程度、上場会社の株式が関係する取引について柔軟性を与える内容となっています。新規則の施行後の運用も含めて引き続き注視していく必要があります。

MHM Asian Legal Insights

2. インド②：保険業に対する外国直接投資規制の緩和

インド商工省（Ministry of Commerce and Industry）傘下の産業政策促進局（Department of Industrial Policy & Promotion）は、2015年3月2日、統合版FDIポリシー（Consolidated FDI Policy）の保険業に対する外国直接投資規制（FDI規制）に関する条項を改訂するプレスノート（Press Note No.3（2015 Series））を公表し、即日発効しました。

従前の保険業に対するFDI規制では、保険業に関する外国直接投資の出資比率は26%が上限とされていましたが、今般の改訂で外国直接投資の出資比率の上限が49%まで引き上げられました。そして、出資比率が26%までの外国直接投資は、従前どおりインド準備銀行（Reserve Bank of India）に対する事後の報告のみで足りる自動ルートで行われることとされている点については変更ありませんが、今回新たに許容されることとなった出資比率が26%を超えて49%までの外国直接投資については、事前に政府による承認が必要である政府ルートで行われることとされています。また、外国直接投資の出資比率の上限を49%とする今般の改訂は、保険会社のほか、保険ブローカー、第三者管理機関、損害鑑定人及び1999年保険規制開発局法（Insurance Regulatory and Development Authority Act, 1999）に基づき指定された他の保険仲介業者にも適用されます。なお、インド保険会社に対する外国直接投資の出資比率を増加させるには、外国為替管理法に基づき、インド準備銀行（Reserve Bank of India）が定める価格ガイドラインを遵守する必要がある点に留意が必要です。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824

✉ yohei.koyama@mhmmjapan.com

弁護士 関口 健一

☎ 03-6266-8562

✉ kenichi.sekiguchi@mhmmjapan.com

弁護士 臼井 慶宜

☎ 03-6266-8586

✉ yoshinori.usui@mhmmjapan.com

3. ベトナム：企業法の改正

一 総論

2014年11月28日に閉幕した国会（第13期国会第8回会議）（「第8回国会」）において、投資法及び企業法の改正法が可決されるに至りました。これらの改正法は、いずれも2015年7月1日より施行されます。

前号に引き続き、本号では、企業法の改正法（「改正法」）の重要なポイントのうち、

MHM Asian Legal Insights

社員総会及び株主総会の決議要件及び定足数並びに株式会社の取締役会の定足数に係る改正について説明します。

二 社員総会及び株主総会の決議要件

現行法（2006年7月1日施行）の下では、有限責任会社の社員総会及び株式会社の株主総会ともに、普通決議については65%以上、特別決議については75%以上の決議要件が課されていました。しかしながら、現行法の下では、有限責任会社の持分又は株式会社の株式の過半数を取得しても支配権を取得できないことから、諸外国の投資家から決議要件を緩和すべきとの声が上がっていました。

この点、2014年5月20日に開幕し6月24日に閉幕した先の国会（第13期国会第7回会議）において提出された企業法の改正草案の段階では、かかる期待に応えるべく有限責任会社の社員総会及び株式会社の株主総会ともに、普通決議については51%以上、特別決議については65%以上に引き下げられることが検討されていました。

しかしながら、改正法では、有限責任会社の社員総会の普通決議及び特別決議要件は現状維持となり、株式会社の株主総会の決議要件のみ普通決議については51%以上、特別決議については65%以上に引き下げられました。また、これに伴って、株主総会の書面決議の成立要件も75%から51%に引き下げられました。なお、書面決議の成立要件については、有限責任会社の社員総会においても75%から65%に引き下げられています。

また、改正法では、有限責任会社の特別決議事項に関して変更はないものの、改正法における株式会社の特別決議事項は若干変更され、(i) 株式の種類及び各種の株式の発行総数（現行法と同じ）、(ii) 事業範囲の変更、(iii) 会社の管理組織機構の変更（現行法は全ての定款変更が特別決議事項とされていますが、改正法では(ii)及び(iii)のみが特別決議事項となります。つまり、その他の定款変更については普通決議で足りることになります。）、(iv) 直近の財務諸表記載の総資産額の35%以上（現行法は50%以上）の価値を有する投資プロジェクト又は資産売却、(v) 会社の再編又は解散（現行法と同じ）、並びに(vi) その他定款に定める事項とされています。

三 社員総会及び株主総会の定足数

社員総会の定足数については、現行法では、第1回目の開催については出席株主の出資総額が定款資本の75%以上、第2回目が50%以上、第3回目は制限なしとされています。これに対し、改正法では、第2回目及び第3回目は現行法と同じですが、第1回目が65%以上に引き下げられました。

また、株主総会の定足数については、現行法では、第1回目の開催については議決権総数の65%以上、第2回目は51%以上、第3回目は制限なしとされています。こ

MHM Asian Legal Insights

れに対し、改正法では、第3回目は同じく制限なしのままですが、第1回目が51%以上、第2回目が33%以上に引き下げられました。

四 株式会社の取締役会の定足数

現行法では、取締役会の定足数は取締役の総数の4分の3とされており、この点については改正法でも同様であるものの、第1回目の定足数が満たされない場合、改正法では、第2回目の取締役会を7日以内に開催することができ、かつ、第2回目の定足数は取締役の総数の過半数と規定されました。

弁護士 塙 晋
☎ 03-6212-8362
✉ susumu.hanawa@mhmiapan.com

弁護士 竹内 哲
(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)
☎ 03-6266-8573
✉ tetsu.takeuchi@mhmiapan.com

弁護士 山口 健次郎
(ホーチミン Frasers 法律事務所出向中)
☎ 03-6266-8792
✉ kenjiro.yamaguchi@mhmiapan.com

4. ミャンマー：ミャンマー新投資法（案）が公表され、パブリックコメントに付される

ミャンマーでは外資による直接投資は主として会社法及び外国投資法によって規律されています。会社法については既報のとおり改正案の一部がパブリックコメントに付されています。この度、国家計画経済開発省企業投資管理局（DICA）は、外国投資法を改正した「投資法」（「新投資法」）の草案を公表し、パブリックコメントに付しました。本トピックについては別途詳細なニュースレターを発行する予定ですが、本レターではその概要・骨子を先行して掲載します。

1. 草案の概要
2. 投資法の構造・適用範囲
 - (1) これまでの外国投資法制
 - (2) 新投資法の適用範囲
 - (3) 投資許可と投資奨励の関係

MHM Asian Legal Insights

3. 新投資法における内資と外資の区別
 - (1) 内外無差別原則
 - (2) 投資規制・外資規制
 - ① 内資・外資を問わず投資が禁止される（国家独占）事業領域
 - ② 外資による投資が禁止される事業領域
 - ③ 外資による投資が合併事業の形態でのみ許可される事業領域
 - ④ 内資・外資を問わずミャンマー投資委員会（MIC）の許可が必要な事業領域
 - (3) 内資・外資の定義
4. その他のポイント
 - (1) ミャンマー人雇用義務の撤廃
 - (2) 送金権の保証

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752（シンガポール）

☎ +95-1-255135（ヤンゴン）

✉ takeshi.mukawa@mhmiapan.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラム－マレーシア駐在環境－

先日、知人がマレーシア首都クアラルンプールへの駐在着任が決まり送別会が開催されました。当人は初めての海外生活ということで現地での生活に不安を感じているようでしたが、2012年に短期間ですがクアラルンプールの法律事務所で研修をした筆者にとっては、クアラルンプールは、その後ベトナム（ハノイ）→シンガポールと続く東南アジア執務生活のゲートウェイとなった場所ということもあり、古巣の東京オフィスに帰任した今も愛着の深い土地です。

マレーシアは長らく日本人のロングステイ先希望国ランキングで第1位になる等（※）日本人による人気が定着しております。その理由は、英語が通じる、暖かい気候等様々だと思えますが、上記の知人ともお話しした筆者が特に感じたマレーシア駐在生活の大きな利点は以下のようなものが挙げられます。

※ 一般社団法人ロングステイ財団による調査



住居：写真のようなプール、ジム付の豪華で広いコンドミニウムが、東京では考えられないリーズナブルな家賃で住めてしまいます。現在円安の影響もあるものの、家賃を含むマレーシアの物価は日本と比べてざっくりと3分の1から2分の1という感覚とされます（但し、アルコール、自動車などは税金のため日本より高額になることも多いです）。

食事：マレーシアは美食の国と言われ、民族性を反映したマレー・中華・インド料理はもちろん、日本をはじめとする世界各国の食事も充実しており、味・価格の面で近隣国と比べても相当レベルが高いと思います（写真は筆者がよく通ったローカルのチリクラブ・レストラン）。



子ども：マレーシアの国民は、非常に子どもにやさしく、その意味では子育てのストレスが少ないと思います。筆者が当時赤ん坊であった娘を連れてローカル食堂に食事に出かけると、決まってお店の方が娘の面倒をみてくれて大変有難かったです（写真）。

（弁護士 佐藤 貴哉）

MHM Asian Legal Insights

NEWS

➤ パートナー、外国法パートナーおよびオブ・カウンセル就任のお知らせ

本年 1 月 1 日付にて、下記の 9 名の弁護士がパートナーに、1 名の外国法事務弁護士が外国法パートナー（※）に就任致しました。

【パートナー】

小山 洋平、堀 天子、石川 貴教、川村 隆太郎、酒井 真、塩田 尚也、関口 健一、代 宗剛、根本 敏光

【外国法パートナー】

康 石 ※外国法共同事業を営むものではありません。

また、同日付で 3 名の弁護士がオブ・カウンセルに就任致しました。

【オブ・カウンセル】

二見 英知、池田 毅、石井 絵梨子

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ バンコクオフィス開設のご挨拶

先月発表しましたように、森・濱田松本法律事務所は、バンコクオフィスの開設を決定いたしました。

当事務所は、2012 年にシンガポールオフィス、2014 年にはヤンゴンオフィスを開設し、アジアの新興国特有の諸問題にかかわるノウハウと豊富なクロスボーダー案件の経験を活かして、クライアントの皆様によりリーガル・サポートを提供してまいりました。また、タイにおいては、提携関係を有している Chandler & Thong-ek 法律事務所に、二見 英知弁護士が常駐する MHM バンコクデスクを設け、同国における皆様のご活動のサポートを実施してまいりました。

近時、アジア新興国の中でも特に成長著しいタイにおいては、複雑な案件が急増するとともに、現地におけるサポートの必要性が一段と高まってきております。当事務所は、時代の変化や多様化するリーガルニーズに応えつつ最良のクライアント・サービスを提供することを常に使命としており、タイ現地におけるサービスの提供体制をより一層強化すべく、今般、MHM バンコクデスクを改変し、新たにオフィスを設けることを決定いたしました。

バンコクオフィスでは、35 年を超える国際取引の実務経験を有するパートナーの 米 正剛弁護士が代表を務めるほか、引き続き二見 英知弁護士が常駐して業務を

MHM Asian Legal Insights

提供いたします。さらに、クロスボーダー案件につき豊富な経験を有する秋本 誠司弁護士が新たに常駐いたします。バンコクオフィスは、東京・大阪・福岡の各オフィスにおけるタイ案件の豊富な経験を有する弁護士と、また同地域に所在するシンガポールオフィス、ヤンゴンオフィスの弁護士とも緊密に協働しながら、クライアントの皆様をサポートしてまいります。

バンコクオフィスの開設については、2015 年春のスタートを目指しております。具体的な開設日、開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

➤ **Chambers Global 2015 にて高い評価を得ました**

Chambers Global 2015 で、当事務所は 15 の分野で上位グループにランキングされ、24 名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com